◎学則・園則の改正について

1 改正理由

特別支援学校や高等学校の学則や幼稚園の園則(以下、「学則等」という。) については、学校教育法施行規則や本市管理運営規則において、規定義務や記載内容が定められています。

管理運営規則では、学則は校長が、園則については園長が定め、変更する場合は、教育委員会の承認を受けなければならないとされています。

今回、市立特別支援学校、横須賀総合高等学校及び大楠幼稚園から、各々の 実情に基づき、以下のとおり、学則等を変更したい旨の届け出がありました。 ついては、変更の届け出があった学則等の変更について、教育委員会で承認 し、令和6年4月1日付で改正し、神奈川県に届け出をしたいと考えています。

【学則】

学校教育法施行規則の第3条で、学校設置の認可申請・届出にあたっては 学則の定めが必要とされ、第4条で必要な記載事項が定められている。

主な記載事項は、修業年限、学年、休業日、教育課程、授業日時数、収容 定員、入学、退学、転学、休学、卒業、授業料、入学金等に関する事項。 ただし、市立小学校、中学校においては、規定義務は無い。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 改正概要

(1) ろう学校

- ・特別支援学校設置基準の施行に伴う定員の変更(120人→70人)
- ・「聾者」→「聴覚障害者」に修正
- ・所要の条文整理を行う。

新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

旧	新			
(学校の目的)	(学校の目的)			
第1条 横須賀市立ろう学校は <u>聾者(難</u>	第1条 横須賀市立ろう学校は <u>聴覚障害</u>			
<u>聴者を含む。以下同じ)</u> に対し、幼稚園、	者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は			
小学校、中学校又は高等学校に準ずる	高等学校に準ずる教育を行い、あわせ			
教育を行い、あわせて、障害の状況に応	て、障害の状況に応じて、必要な知識技			
じて、必要な知識技能を授けることを	能を授けることを目的とする。			
目的とする。				

(部、学科及び修業年限等)

第2条 部、学科、修業年限及び定員については、次のとおりとする。

部	学科	修業年限	定員
幼稚部		3年	
小学部		6年	100
中学部		3年	<u>120</u> 人
高等部	普通科	3年	

(休業日)

- 第4条 休業日は、次のとおりとする。
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月27日 まで<u>(ただし授業日数増加に関する施</u> 行日は年度によって異なる。)
- 第8条 各部の第1学年に入学できる者は、つぎのとおりとする。
 - (1) 幼稚部 年齢満3歳以上の聾者
 - (2) 小学部 年齢満6歳以上の聾者
 - (3) 中学部 小学部を卒業した者又はこれに準ずる者
 - (4) 高等部 中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
- 2 各部の第2学年以上に入学すること のできる者は、相当年齢に達し、入学し ようとする学年の前各年の課程を修了 した者と同等以上の学力があると認め られる聾者とする。

(修了及び卒業)

第12条 <u>幼稚部、小学部及び中学部の各</u> 学年の課程の修了又は卒業の認定は、 平素の成績を評価して定め、高等部に おいては、所定の単位を修得したこと によって認定する。 (設置部、学科及び修業年限等)

第2条 <u>設置</u>部、学科、修業年限及び定員 については、次のとおりとする。

<u>設置</u> 部	学科	修業年限	定員
幼稚部		3年	
小学部		6年	70.1
中学部		3年	<u>70</u> 人
高等部	普通科	3年	

(休業日)

- 第4条 休業日は、次のとおりとする。
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで
- 第8条 各部の第1学年に入学できる者 は、次のとおりとする。
 - (1) 幼稚部 年齢満3歳以上の<u>聴覚障害</u> 者
 - (2) 小学部 年齢満6歳以上の<u>聴覚障害</u> 者
 - (3) 中学部 小学部を卒業した者又はこれに準ずる<u>聴覚障害者</u>
- (4) 高等部 中学部を卒業した者又はこれに準ずる聴覚障害者
- 2 各部の第2学年以上に入学すること のできる者は、相当年齢に達し、入学し ようとする学年の前各年の課程を修了 した者と同等以上の学力があると認め られる聴覚障害者とする。

(修了及び卒業の認定)

第12条 <u>幼稚部においてはその課程を修了した者について修了の認定を行い、</u> 小学部及び中学部においては修業年限 を修了した者、高等部においては所定 の単位を修得した者について、卒業を 認定する。 (賞)

第15条 校長は、学業及び品行等が他の 模範と認められる児童生徒に対して、 これを<u>賞</u>することができる。 (賞)

第15条 校長は、学業及び品行等が他の 模範と認められる<u>ときは、</u>児童生徒<u>等</u> に対して、これを<u>表彰</u>することができ る。

(2)養護学校

- ・特別支援学校設置基準の施行に伴う定員の変更(42人→50人)
- ・所要の条文整理を行う。

新旧対照表

中学部

(下線部分は改正箇所)

<u>50</u>人

旧			新					
(設置部及び修業年限等)			(設置部及び修業年限等)					
第2条 設置部 <u>及び</u> 修業年限 <u>並びに児童</u>			第2条 清	没置部、修業	年限及び定	員につ		
及び生徒(以下「児童等」という。)の			いては、次のとおりとする。					
定員については、次のとおりとする。								
	設置部	修業年限	定員		設置部	修業年限	定員	
	小学部	6年			小学部	6年		

中学部

(教育課程及び授業日時数)

3年

第5条 教育課程及び授業日時数は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び特別支援学校学習指導要領に基づき校長が定める。

<u>42</u>人

(教育課程及び授業日時数)

3年

第5条 教育課程及び授業日時数は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び特別支援学校<u>小学部・中学</u> 部学習指導要領に基づき校長が定める。

(入学)

(賞)

- 第8条 養護学校に入学<u>する資格のある</u> <u>もの</u>は、次のいずれかに該当するもの とする。
- (1) 肢体不自由者であること
- (2) その他校長が適当と認めるもの

(賞)

(入学)

第13条 校長は、学業及び品行等が他の 模範と認められるときは、児童等に対 して、これをほう賞することができる。 第8条 養護学校に入学<u>できる者</u>は、次 のいずれかに該当するものとする。

- (1) 肢体不自由者であること
- (2) その他校長が適当と認める者

第13条 校長は、学業及び品行等が他の 模範と認められるときは、児童等に対 して、これを<u>表彰</u>することができる。

(3) 横須賀総合高等学校

- ・インターネット出願システムの導入による入学の志願手続きの変更
- ・所要の条文整理を行う

新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

旧	新		
(入学の志願)	(入学の志願)		
第11条 入学志願者は、 <u>指定された期間</u>	第11条 入学志願者は、神奈川県公立高		
内に入学願書その他所定の書類を校長	等学校入学者選抜の実施要領等で定め		
に提出するものとする。	られた方法で、志願手続きを行う。		
(賞)	(賞)		
第25条 校長は、他の生徒の模範と認め	第25条 校長は、他の生徒の模範と認め		
られる生徒に対して、これを <u>賞</u> するこ	られる生徒に対して、これを <u>表彰</u> する		
とができる。	ことができる。		

(4) 大楠幼稚園

・令和6年度閉園に伴う定員の変更(70人→35人)

新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

旧		新			
(保育年限及び定員等)		(保育年限及び定員等)			
第2条 保育年限、定員及び入園資格は、		第2条 保育年限、定員及び入園資格は		限、定員及び入園資格は、	
次のとおりとする。		次のとおりとする。			
保育	定員	入園資格	保育	定員	入園資格
年限			年限		
2年	05.1	(1)2年保育			(<u>1</u>)1年保育
保育	35人	満4歳から	1年	35人	満5歳から
		学齢までの幼児	保育	30/	学齢までの幼児
1 /-		(<u>2</u>)1年保育			(<u>2</u>)通園可能な方
1年	35人	満5歳から			
保育		学齢までの幼児			
		(<u>3</u>)通園可能な方			

4 今後のスケジュール

令和6年4月1日 学則(園則)改正 令和6年4月7日まで 神奈川県教育委員会へ学則変更届出書を提出